



三労発基 1226 第 4 号
令和 5 年 12 月 26 日

一般社団法人三重労働基準協会連合会長 殿

三重労働局長
(公印省略)

「死亡災害ゼロ・アンダー2,000 みえ推進運動」の協力依頼について

時下、ますますご清栄の事とお慶び申し上げます。

平素は労働行政の運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県内の労働災害防止対策については、平成 30 年より「死亡災害ゼロ」及び「死傷者数 2,000 人未満 (アンダー2,000)」を目標として、「アンダー2,000 みえ推進運動」を毎年展開してきました。令和 5 年においても、三重労働局第 14 次労働災害防止計画 (令和 5 年度～令和 9 年度) の初年度の取組として、死亡災害の撲滅と死傷者数の増加に歯止めをかけ、令和 9 年までに死傷者数 2,000 人未満の達成を目指すべく、「令和 5 年 死亡災害撲滅・アンダー2,000 みえ推進運動」を県内に広く展開したところです。

しかしながら、三重県下における労働災害による死亡者数は 10 人 (令和 5 年 12 月 20 日現在) と、令和 4 年と比較して 1 人増加しており、休業 4 日以上の死傷者数は 1,875 人 (令和 5 年 11 月末日時点) と、前年同期と比較して 7 人の減 (-0.4%) となっており、「死傷者数 2,000 人未満」の達成は極めて困難な状況にあります。

このような状況を踏まえ、令和 6 年は、「死亡災害ゼロ・アンダー2,000 みえ推進運動」(以下、「推進運動」という) を別添の実施要綱により県内に広く展開することとしました。

貴団体におかれましては、労働災害多発の重大性をご理解いただき、当推進運動にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年「死亡災害ゼロ・アンダー2,000 みえ推進運動」実施要綱

1 趣旨

県内の労働災害防止対策については、平成30年より「死亡災害ゼロ」、「死傷者数2,000人未満(アンダー2,000)」を目標として、「アンダー2,000 みえ推進運動」を毎年展開している。令和5年においては、同年4月から三重労働局第14次労働災害防止計画(令和5年度～令和9年度)がスタートしたことから、その初年度の取組として、死亡災害の撲滅と死傷者数の増加に歯止めをかけ、令和9年までに死傷者数2,000人未満の達成を目指した、「令和5年 死亡災害撲滅・アンダー2,000 みえ推進運動」の名称により安全衛生推進運動を県内に広く展開したところである。

近年の災害動向等については下記のとおりであり、これらの課題等を踏まえた上で、三重労働局第14次労働災害防止計画の目標達成に向け、「令和6年死亡災害ゼロ・アンダー2,000 みえ推進運動」(以下、「アンダー2,000 みえ推進運動」という。)を県内に広く展開する。

2 実施期間

令和6年1月1日から令和6年12月31日まで

3 主催

三重労働局・各労働基準監督署

4 災害動向

(1) 近年の動向

県内の労働災害発生状況については、労働安全衛生法施行後に着実に減少してきたところであるが、平成14年頃から減少傾向に鈍化がみられ、同28年の死傷者数2,071人を底に増減を繰り返し、令和4年における死傷者数は2,317人となり増加傾向に転じている。

三重労働局第13次労働災害防止計画(平成30年度～令和4年度)においては、令和4年までに死傷者数2,000人を下回ることができず、目標を達成することはできなかった。その一方で、期間中の死亡者数は51人であり、目標値である55人以下を達成できた。また、令和5年においては、死亡災害が3月8日現在で7人(前年同時期比+6人)となり、3月9日付で「労災死亡事故非常事態宣言」を発令した。

(2) 死亡災害

令和3年17人、令和4年9人、令和5年10人（令和5年12月20日現在）と推移し、令和4年と比較し令和5年は死亡者数が1人増加した。令和5年の業種別では、製造業、建設業及び道路貨物運送業がそれぞれ2人、事故の型別では、交通事故が3人、墜落・転落及び飛来・落下が2人である。60歳以上の高年齢労働者（以下「高年齢労働者」という。）の死亡者数は3人であり、死亡者数全体の37.5%を占めている。

(3) 死傷災害

令和3年2,201人、令和4年2,317人、令和5年2,308人（令和5年11月末日における推計値）と推移し、令和4年と比較し令和5年は減少に転じる見込みである。業種別では、製造業597人、道路貨物運送業293人、建設業287人の順となる見込みである。

事故の型別では、転倒562人、墜落・転落389人、動作の反動・無理な動作331人、はさまれ・巻き込まれ250人、交通労働災害137人、切れ・こすれ128人の順となる見込みである。

行動災害（転倒災害、腰痛）は死傷災害全体の38.6%を占める見込みである。高年齢労働者の死傷災害の割合は死傷災害全体の29.7%を占める見込みである。

5 重点事項

(1) 重点災害

- ①行動災害（転倒災害、腰痛）
- ②墜落・転落災害
- ③機械災害（はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害）
- ④交通労働災害
- ⑤高年齢労働者の労働災害

(2) 重点業種

- ①製造業（はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害）
- ②建設業（墜落・転落災害、交通労働災害）
- ③道路貨物運送業（墜落・転落災害、交通労働災害）
- ④小売業（転倒災害）
- ⑤社会福祉施設（転倒災害、腰痛）

(3) 業種横断

- ①転倒災害（再掲）
- ②高年齢労働者の労働災害（再掲）

6 三重労働局の実施事項

- (1) 協力団体及び事業者団体への支援及び協力依頼
- (2) 三重県小売業SAFE協議会、三重県社会福祉施設SAFE協議会の運営を通じた業種団体等構成員への周知・啓発
- (3) 労働災害防止団体等で構成する『令和6年 死亡災害ゼロ・アンダー2,000 みえ推進会議』（以下「アンダー2,000 みえ推進会議」という。）の開催
- (4) 『令和6年 死亡災害ゼロ・アンダー2,000 みえ推進大会』（以下「アンダー2,000 みえ推進大会」という。）の開催
- (5) 全国安全週間、全国労働週間等の実施期間中における労働局長パトロールの実施
- (6) 三重労働局ホームページに「アンダー2,000 みえ推進運動」に係る特設ページの開設
- (7) 「アンダー2,000 みえ推進運動」に係る周知・啓発用のグッズ（ポスター、チラシ等）の作製及び配布
- (8) その他、効果的な広報等の実施

7 労働基準監督署における実施事

- (1) 上記5の重点事項等に対する事業者への指導・援助
- (2) 労働災害防止団体の各分会、地区労働基準協会、主要事業者団体、業種団体等に対する要請または周知・啓発
- (3) 会議・会合・安全パトロール等あらゆる機会を活用した事業場に対する周知・啓発
- (4) 労働基準監督署独自の「アンダー2,000 みえ推進運動」に係る行政施策の実施
- (5) 年間安全衛生管理計画に関する事業者への指導・援助

8 労働災害防止団体等の協力団体の実施事項

- (1) 「アンダー2,000 みえ推進会議」、「アンダー2,000 みえ推進大会」への参加
- (2) 会員に対する「アンダー2,000 みえ推進運動」への参加勧奨
- (3) 会員に対する「アンダー2,000 みえ推進大会」への参加勧奨
- (4) 会員に対する「アンダー2,000 みえ推進トライアル」への参加勧奨
- (5) 労働災害防止団体については、独自の労働災害防止に係る目標設定と「アンダー2,000 みえ推進運動」に係る計画的な安全衛生活動の実施

9 上記8以外の事業者団体等の実施事項

- (1) 「アンダー2,000 みえ推進運動」への支援及び協力

- (2) 会員に対する「アンダー2,000 みえ推進運動」の周知
- (3) 会員に対する「アンダー2,000 みえ推進トライアル」への参加勧奨

10 事業者の実施事項

(1) 重点事項に対する実施事項

①事故の型に応じた労働災害防止対策

ア 行動災害（転倒災害、腰痛）防止対策

- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目、濡れた床面等の解消
- (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
- (エ) 機械化による省略可

イ 墜落・転落災害防止対策

- (ア) 足場・屋根からの墜落・転落災害防止
- (イ) 脚立・はしご・階段からの墜落・転落防止
- (ウ) トラックの荷台からの墜落・転落災害防止
- (エ) 「墜落災害防止強調月間（7月・12月）」の重点取組

ウ 機械災害防止対策

リスクアセスメント及びリスク低減措置の実施（機械設備等の安全化及び作業方法の改善）

エ 交通労働災害防止対策

「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく次の事項

- (ア) 交通ルールの順守
- (イ) 運転時及び歩行時の安全確認の徹底
- (ウ) 交通安全教育の実施

オ 高年齢労働者の労働災害防止対策

「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく次の事項

- (ア) 身体機能を補う設備・装置の導入
- (イ) 身体機能の低下を考慮した作業内容の見直し
- (ウ) 健康状況、体力の状況の把握・対応
- (エ) 丁寧な安全衛生教育の実施
- (オ) エイジフレンドリー補助金の利用勧奨

②業種に応じた労働災害防止対策

ア 製造業

機械災害防止対策（前記①ウ）

イ 建設業

墜落・転落災害防止対策（前記①イ）

ウ 道路貨物運送業

墜落・転落災害防止対策（前記①イ）及び交通労働災害防止対策（前記①エ）

エ 小売業及び社会福祉施設

転倒災害防止対策（前記①ア）

「SAFE 協議会」構成員に対する各種ツール（視聴覚教材、リーフレット）の利用勧奨

(2) 年間安全衛生管理計画

前年（度）に取り組んだ安全衛生活動の検証及び検証結果を反映した「年間安全衛生管理計画」を策定し、PDCA サイクルにより、継続的かつ計画的に安全衛生活動を推進する。

11 協力団体

- ・建設業労働災害防止協会 三重県支部
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会 三重県支部
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会 三重県支部
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会 四日市支部
- ・一般社団法人三重労働基準協会連合会
- ・一般社団法人日本ボイラ協会 三重支部
- ・一般社団法人日本クレーン協会 三重支部
- ・公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 三重県支部
- ・一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 三重支部
- ・独立行政法人労働者健康安全機構 三重産業保健総合支援センター
- ・三重県 RST トレーナー会
- ・各地区労働基準協会（桑名・四日市・津・松阪・伊勢・伊賀・熊野尾鷲）